

## 貸出に関する経営方針（クレジットポリシー）

当組合は、総合事業の展開をとおして、農業生産力の増進、農業者の経済的地位および社会的地位の向上、ひいては地域社会の発展を目指し、組合員サービスの充実に取り組んでいます。

この目的を達成するため、当組合における与信業務が果たす役割は極めて重要であり、その適切な業務の遂行が求められています。

については、金融システムの一翼を担う者としての公共性と社会的責任を強く認識し、「貸出に関する経営方針（クレジットポリシー）」を定めるものです。

### 1. 基本原則

- (1) 農業協同組合法はもちろんのこと、関連する法令や組合内諸規定を遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な与信を行います。
- (2) この組合の公共性と社会的責任を認識した健全な与信を行います。
- (3) 取引先の信用力、資金使途の妥当性、返済能力、与信の集中度合い等を十分に把握検討し与信を行います。
- (4) リスク・リターンを踏まえた適正で安定的な収益が確保できる与信を行います。
- (5) 主として組合員を対象とし、地域農業・経済の発展に寄与する効果的な与信を行います。
- (6) 資金が固定化することのないように流動性に配慮した与信を行います。
- (7) 大口信用供与の実行や不良債権の処理方針決定等は理事会運営規則にもとづき所定の会議へ付議するなど、決裁権限を遵守し、慎重かつ迅速な与信を行います。

### 2. 具体的事項

具体的与信に際しては、1. の基本原則とともに以下の事項を十分に踏まえることとします。

#### (1) 与信の対象

与信対象については、農業協同組合法その他の法令に定める与信適格者であることはもとより、公共性・社会性の観点から、業種・業歴や関連企業等の妥当性を十分に勘案します。また、過度に収益のみを追求した与信は行いません。

#### (2) 資金使途・与信額

資金使途については、実態調査を十分に行うこととし、社会的正義に反する取引、社会通念上疑義を生じる与信、投機的資金への与信、返済不能を取り繕うための与信等を行いません。

#### (3) 与信の期間・返済方法

資金使途、返済財源に応じた適正な与信期間、返済方法を設定します。とりわけ長期の与信にあたっては、資金の固定化を避けるため分割返済を基本とし、一括返済の場合はその妥当性を検討します。

#### (4) 金利決定の考え方

取引先の信用力、資金使途、返済能力等により、信用リスクに見合った適正な利率を判断

し設定します。

(5) 保全

保全に関しては、その価値評価について保守的な立場で臨むとともに安易に保証・担保に依存した与信は行いません。なお、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とし、経営者による個人保証については「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえた融資慣行の確立に努めます。

(6) 個別審査・事後管理

審査にあたっては、上記の項目を十分に検討します。さらに健全な相互牽制を確保するため、職務権限表ならびに貸付金専決権限要領に基づき、独立した観点から審査を行います。また、定期的取引先の信用状況等の調査を行います。

3. 与信管理の基本的制度・体制

与信取引にかかる制度・体制等の基本は以下のとおりとします。

(1) 与信の決定

与信の決定は、職務権限表ならびに貸付金専決権限要領に定めるところによります。

(2) 信用リスクの管理

信用リスクの管理を強化するために融資管理システムにより諸情報の管理を行います。

(3) 自己査定

① 自己査定は、本組合の資産内容を正確かつ客観的に反映した財務諸表を作成するための準備作業として重要な役割を果たすものであり、諸規定に基づき適正に行います。

② 自己査定の対象先は、原則として、全ての与信取引先とします。

(4) 信用リスクのモニタリング

相互牽制機能の観点から、ALM委員会やリスク管理部署において信用リスクにかかる総合的なモニタリングを定期的に行います。

(5) 与信集中の回避の管理

全体の信用リスク分散の観点から、特定の取引先、取引先グループ、業種等について与信が集中しないための管理を行います。

4. 遵守義務

当組合および当組合の役職員は、「貸出に関する経営方針（クレジットポリシー）」を遵守して与信業務に携わるとともに、与信にかかる諸方針や諸規定を定める際には、同方針の趣旨を十分に踏まえて行うものとします。

以 上